

第 8 4 号議案

八王子市都市計画税条例等の一部を改正する条例設定について

八王子市都市計画税条例等の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年 6 月 1 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例等の一部を改正する条例

(八王子市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 八王子市都市計画税条例（昭和 3 1 年八王子市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 ～ 4 （略） （宅地等に対して課する平成 3 0 年度から 令和 2 年度 までの各年度分の都市計画税の特例） 5 宅地等に係る平成 3 0 年度から 令和 2 年度 までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 7 0 2 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 9 項を除く。）又は	附 則 1 ～ 4 （略） （宅地等に対して課する平成 3 0 年度から 平成 3 2 年度 までの各年度分の都市計画税の特例） 5 宅地等に係る平成 3 0 年度から 平成 3 2 年度 までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 7 0 2 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 9 項を除く。）又

法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定の定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市

は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定の定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都

計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 10 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。

（農地に対して課する平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の都市計画税の特例）

- 11 農地に係る平成30年度から**令和2年度**までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年

市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 10 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。

（農地に対して課する平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の都市計画税の特例）

- 11 農地に係る平成30年度から**平成32年度**までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年

度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
(略)	(略)

1 2 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の特例)

1 3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税賦課徴収条例附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

1 4 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の

度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
(略)	(略)

1 2 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の特例)

1 3 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税賦課徴収条例附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

1 4 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の

都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
15・16（略）	15・16（略）
17 法附則第15条第1項、第18項、第21項、第22項、第24項、第25項、第27項、第32項、第43項、 第44項若しくは第50項 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	17 法附則第15条第1項、第18項、第21項、第22項、第24項、第25項、第27項、第32項、第43項 若しくは第44項 、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
18（略）	18（略）

（八王子市都市計画税条例の一部改正する条例の一部改正）

第2条 八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成31年八王子市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1（略） （経過措置） 2 この条例による改正後の八王子市都市計画税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。	附 則 1（略） （経過措置） 2 この条例による改正後の八王子市都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の八王子市都市計画税条例附則第17項の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。